

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月10日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

教育行政の課題に適切に対応するため、教育支援課の組織を2班体制から3班体制へ再編成する。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規程】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第17条

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「学校予算班 教育支援班」

を

「教育支援班 学校支援班 生徒支援班」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

教育行政の課題に適切に対応するため、教育支援課の組織を2班体制から3班体制へ再編成する。

3 改正案の概要

- (1) 教育支援課に、教育支援班 学校支援班 生徒支援班を置く。(第3条関係)
- (2) この規則は、令和4年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条

5 関係各課との調整状況

教育支援課と調整済み

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表									
改正案	現行								
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(課及び班等の設置)</p> <p>第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育支援課</td> <td>教育支援班 生徒支援班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第35条 (略)</p>	課名	班名	教育支援課	教育支援班 生徒支援班	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする</p> <p>(事務局の名称及び位置)</p> <p>第2条 教育委員会の事務局は、沖縄県教育庁（以下「教育庁」という。）と称する。</p> <p>2 教育庁の本庁（以下「本庁」という。）は那覇市泉崎1丁目2番2号に置く。</p> <p>(課及び班等の設置)</p> <p>第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課名</th> <th>班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育支援課</td> <td>学校予算班 教育支援班</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第35条 (略)</p>	課名	班名	教育支援課	学校予算班 教育支援班
課名	班名								
教育支援課	教育支援班 生徒支援班								
課名	班名								
教育支援課	学校予算班 教育支援班								

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年法律第百六十二号)

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。